

## 送付書 兼 受領書

東京地方裁判所民事第14部合2A係 殿  
被告代理人 弁護士 清水 幹裕 先生

2017年3月1日

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号  
有楽町電気ビルヂング北館5階512区  
武藤総合法律事務所

TEL 03(6268) 5880 FAX 03(6268) 5881

原告代理人弁護士 柳 原 敏 夫

下記のとおり上申書を送付いたします。

下記の受領書にご記入の上、本書面を裁判所と当職まで送信いただくようお願いいたします。

### 記

#### 事件の表示

平成28年(ワ)第24543号 損害賠償請求事件

原告 柳田 辰雄

被告 国立大学法人東京大学

次回弁論期日 4月7日午後3時30分

#### 送付書類

認否反論に関する上申書

1通(全1枚)

---

## 受領書

東京地方裁判所 民事第14部合2A係 御中 (FAX 03-3581-5446)

原告代理人弁護士 柳 原 敏 夫 (FAX 049-222-8780)

平成 年 月 日、上記書類を確かに受領しました。

平成28年(ワ)第24543号 損害賠償請求事件

原告 柳田 辰雄

被告 国立大学法人東京大学

## 認否反論に関する上申書

2017年 3月 1日

東京地方裁判所民事第14部合2A係 御中

原告代理人弁護士 柳 原 敏 夫



本日の期日において、被告は次回期日までに、本訴の主要論点である「本件人事1に関する分野変更手続の違法性」及び「学問の自由の侵害」について原告準備書面(2)第1、同(3)2、及び同(4)1で明らかにした原告主張(請求原因事実)に対する反論を準備することとなったが、言うまでもなく、その反論の大前提として、上記請求原因事実に対する被告の認否が不可欠であり、これを明らかにされるよう求める。

また、上記2つの主要論点以外の訴状の請求原因事実についても、この間、被告は認否をしておらず、とりわけ否認する事実については次回までに明確にされることを求める。否認を明確にしない請求原因事実については、「被告はこれを明らかに争わないものである」と原告は理解して再反論を準備する。

以上